

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年5月26日

北海道石狩振興局長 北山 雄彦

## 第1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### 1 委託業務名

令和8年度（2026年度）石狩観光モビリティ実証事業委託業務

### 2 業務の目的

石狩管内における二次交通の利便性の向上に向けて、新千歳空港から管内の主要観光地・宿泊施設等を結ぶ観光バスの実証運行を実施することにより、管内観光の移動利便性の向上を図る。

### 3 業務内容

#### （1）実証バスの運行

新千歳空港と管内主要観光地・宿泊施設間を結ぶ観光バスを実証的に運行する。

ア 運行時期 令和8年10月から令和9年2月末までの期間内において、観光需要や航空ダイヤ等を考慮して効果的な運行期間・運行日を提案すること。

ただし、令和8年12月下旬から令和9年2月中旬までの期間は必ず運行期間に含めること。

イ 運行地域 管内において、多くの観光客の利用が見込まれ、新千歳空港からの公共交通によるアクセス利便性に課題がある地域を対象として提案すること。

なお、札幌市定山溪地区は必須の運行先とし、その他観光地、宿泊施設等については、提案によるものとする。

ウ 運行本数 1日1往復、60日以上 of 運行を基本とし、需要予測や運行効率等を踏まえ、効果的な運行本数及びダイヤを提案すること。

エ 運賃設定 任意とするが、観光客の利用需要や既存公共交通との競合・棲み分け、旅行商品の造成可能性等を考慮し、適切な料金設定を提案すること。

オ 予約体系 旅行会社、OTA（Online Travel Agent）、宿泊施設等と連携し、旅行者が利用しやすい予約・販売体系を提案すること。

#### （2）バスの利用促進に向けた広報活動

当該バスの利用促進に向けて、国内外の旅行者に対し、効果的な広報活動を実施すること。

なお、広報媒体の選定に当たっては、ターゲット市場や利用想定者を明確にした上で、デジタル広告、SNSによる発信、旅行会社、OTA、宿泊施設等との連携などを含めて提案すること。

また、コンバージョン率等の把握など、広告効果を検証できる手法を取り入れること。

(3) バス運行に係る費用対効果、市場需要などの分析

本実証運行の結果を踏まえ、利用実績、収支状況、利用者属性、予約経路、予約手法、乗降傾向等を分析するとともに、利用者アンケート等を通じて、旅行者ニーズや満足度を把握すること。

また、既存公共交通との役割分担や差別化、将来的な事業化・自走化の可能性、適切な運行時期・運行本数・料金設定等について検証を行い、今後の事業展開に向けた課題及び改善提案を整理することとし、効果的な分析手法・効果測定手法について提案すること。

(4) 多言語対応

バスの運行及び予約体系の構築にあたっては、多言語対応や訪日外国人旅行者の利用しやすさにも配慮することとし、対応言語、案内方法その他効果的な多言語対応の手法について提案すること。

(5) 事業実施報告書の作成

事業終了後、遅滞なく(1)～(4)の業務の実績報告書を作成、提出すること。

第2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 1 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。
- 2 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。
  - (1) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第167号）第167条の4の規定により競入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (3) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。  
また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
  - (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
  - (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
    - イ 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
    - ウ 消費税及び地方消費税
  - (7) 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）
    - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
    - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
    - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
  - (8) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。  
また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

- (9) コンソーシアムを構成する企業間に本業務の受託及び遂行に係る明確な協定等が存在すること。また、北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について、責任の所在が明確であること。

### 第3 企画提案の審査基準

- 1 業務遂行能力全般
- 2 企画提案内容
- 3 道施策との適合性

### 第4 担当部課

〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館6階  
北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課 担当：中山  
TEL：011-204-5830（直通）  
FAX：011-232-1044  
mail：nakayama.keita@pref.hokkaido.lg.jp

### 第5 企画提案指示書の交付に関する事項

- 1 交付期間  
令和8年（2026年）5月26日（火）から6月5日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）
- (2) 交付方法  
上記第4の場所で交付する。なお、北海道石狩振興局のホームページにおいてダウンロードすることができる。  
<https://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/259257.html>

### 第6 書類の提出期限、場所及び方法

- 1 参加表明書
  - (1) 提出期限 令和8年（2026年）6月5日（金）午後5時まで（必着）
  - (2) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで）または郵送（書留郵便に限る。）による。
  - (3) 提出書類 参加表明書及び添付資料
  - (4) 提出場所 上記第4に同じ。
- 2 企画提案書
  - (1) 提出期限 令和8年（2026年）6月19日（金）午後5時まで（必着）
  - (2) 提出方法 持参（土曜日及び日曜日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで）または郵送（書留郵便に限る。）による。
  - (3) 提出書類 企画提案書及び添付資料
  - (4) 提出場所 上記第4に同じ。

### 第7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 第8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

## 第9 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

## 第10 その他

### 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨（円）

### 2 プロポーザル審査会に関する説明

提出された企画提案の内容については、プレゼンテーションを実施し、ヒアリング審査を実施する。

ただし、提出数が5者を超えるときには事前に書類選考を行う場合がある。

### 3 その他の留意事項

（1）提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

（2）審査結果及び特定者名は、公表する。

（3）詳細は、企画提案指示書による。